



福岡県医発第 1011 号（地）
平成 21 年 8 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
（公 印 省 略）

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」及び「平成 21 年台風 9 号」の被災に伴う地方公務員共済組合及び警察共済組合の短期給付関係の事務処理について

貴職ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」及び「平成 21 年台風 9 号」につきましては、平成 21 年 8 月 18 日付け福岡県医発第 955 号（地）にて既にご連絡しているところであります。

今般、総務省自治行政局公務員部福利課より地方公務員共済組合について、警視庁長官官房給与厚生課長より警察共済組合について、それぞれ短期給付に係る事務処理について通知が発出された旨、日本医師会より別添のとおり通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

事務連絡(保87)

平成21年8月18日

都道府県医師会
社会保険担当理事殿

日本医師会常任理事

藤原 淳



「平成21年7月中国・九州北部豪雨」及び「平成21年台風9号」の被災に伴う
地方公務員共済組合及び警察共済組合の短期給付関係の事務処理について

今般発生いたしました「平成21年7月中国・九州北部豪雨」及び「平成21年台風9号」の被災に伴い、総務省自治行政局公務員部福利課より地方公務員共済組合について、警視庁長官官房給与厚生課長より警察共済組合について、それぞれ短期給付に係る事務処理について通知されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

既に平成21年7月31日付事務連絡(保79)F及び平成21年8月12日付事務連絡(保85)Fにてご連絡の通り、「平成21年7月中国・九州北部豪雨」及び「平成21年台風9号」の被災に伴い、被保険者証を消失、あるいは家屋に残したまま避難していることにより、保険医療機関に被保険者証を提示できない被用者保険の被災被保険者及び扶養家族にあつては、①氏名、②生年月日、③事業所名を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能となっておりますが、今般ご連絡申し上げます地方公務員共済組合及び警察共済組合の被災組合員及び被扶養者にあつても同様に①氏名、②生年月日、③組合員の勤務先を申し立てることにより、保険診療を行うことが可能となっております。

また、両共済組合におきましては、被害状況に応じて、被災組合員等の一部負担金等の徴収猶予及び減免措置が講じられることとなっております。

なお、詳細につきましては、添付資料をご参照いただきますようお願いいたします。

本取扱いに関しまして、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 1.「平成21年7月中国・九州北部豪雨」に係る地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について
(平21.8.11 事務連絡 総務省自治行政局公務員部福利課)
- 2.「平成21年台風9号」に係る地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について
(平21.8.13 事務連絡 総務省自治行政局公務員部福利課)
- 3.「平成21年7月中国・九州北部豪雨」に係る警察共済組合の短期給付関係に係る事務処理について
(平21.8.13 警察庁丁給厚発第261号 警視庁長官官房給与厚生課長)
- 4.「平成21年台風9号」に係る警察共済組合の短期給付関係に係る事務処理について
(平21.8.13 警察庁丁給厚発第268号 警視庁長官官房給与厚生課長)



事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

地方職員共済組合保健課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨」に係る
地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について

今般の「平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨」（以下「豪雨災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、よろしくお願いします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 5 7 条の 2 規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び被災した所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け総行福第 3 1 3 号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（1）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。(別添参照)

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

関係県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨」に係る
地方公務員共済組合の短期給付に係る事務処理について

今般の「平成 2 1 年 7 月中国・九州北部豪雨」（以下「豪雨災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、貴管下の市町村職員共済組合に対し、ご指導方よろしく願います。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 5 7 条の 2 規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び被災した所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け総行福第 3 1 3 号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（1）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。(別添参照)

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

総行福第313号

平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行される所であり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当したこと」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除

く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他の不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

(別添)

事務連絡
平成 21 年 7 月 29 日

中国四国厚生局医療指導課	}	御中
山口県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
後期高齢者医療主管課（部）		
九州厚生局医療指導課		
福岡県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」による被災者に係る
被保険者証等の提示等について

「平成 21 年 7 月中国・九州北部豪雨」による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、中国四国厚生局及び九州厚生局におかれては、山口県内及び福岡県内の保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成 16 年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、山口県、福岡県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 1 3 日

地方職員共済組合保健課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「平成 2 1 年台風第 9 号」に係る地方公務員共済組合の
短期給付に係る事務処理について

今般の「平成 2 1 年台風第 9 号」（以下「豪雨災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、よろしくお願いします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 5 7 条の 2 規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び被災した所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け総行福第 3 1 3 号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（1）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。(別添参照)

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

事 務 連 絡

平成 2 1 年 8 月 1 3 日

関係県市町村担当課 御中

総務省自治行政局公務員部福利課

「平成 2 1 年台風第 9 号」に係る地方公務員共済組合の
短期給付に係る事務処理について

今般の「平成 2 1 年台風第 9 号」（以下「豪雨災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、貴管下の市町村職員共済組合に対し、ご指導方よろしくお願いします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 5 7 条の 2 規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。

この場合、組合員等及び被災した所属所等に対する周知徹底に努めるものとし、当該措置を実施する際には、別添通知（平成 1 8 年 9 月 2 9 日付け総行福第 3 1 3 号）を参照されたいこと。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、（1）の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、速やかに所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。(別添参照)

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付費等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

総行福第313号

平成18年9月29日

各都道府県総務部長 殿
(市町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部福利課長

短期給付における一部負担金等の徴収猶予及び減免の取扱いについて

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部が平成18年10月1日から施行されるところであり、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2第1項の規定による一部負担金、保険外併用療養費及び訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免並びに地共済法第59条の2第1項及び第2項の規定による家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る自己負担額の徴収猶予及び減免の具体的な取扱いについては、下記によることとします。

については、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合（育児休業手当金及び介護休業手当金のみの短期給付を行う共済組合を除く。）に対し通知の上、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予

地方公務員共済組合（以下「組合」という。）は、組合員が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと（2において「減免事由に該当したこと」という。）により、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該組合員の申請により、6ヶ月以内の期間を限って、一部負担金、保険外併用療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。）、訪問看護療養費に係る自己負担額、家族療養費に係る自己負担額（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除

く。)又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の徴収を猶予するものとするができること。この場合において、当該組合員又はその被扶養者(以下「組合員等」という。)が、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対して当該一部負担金等を支払うべきものであるときは、当該組合員等の当該保険医療機関等に対する支払に代えて、組合が当該一部負担金等を当該組合員から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

2 一部負担金等の減免

組合は、組合員が減免事由に該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、当該組合員の申請により当該組合員及びその被扶養者に係る一部負担金等を減額し、又はその支払を免除することができること。

3 前記1及び2の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、組合員の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

また、前記1及び2の取扱いは、財政運営に与える影響を考慮した上で、各組合の判断により弾力的に実施すること。

4 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書(別紙様式1参照)を提出しなければならないこと。

5 証明書の交付

(1) 組合は、地共済法第57条の2第1項又は地共済法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書(別紙様式2参照)を申請者に交付するものとする。

(2) 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)を受けようとするときは、(1)の証明書を組合員証又は組合員被扶養者証(以下「組合員証等」という。)に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

6 保険医療機関等における取扱い

- (1) 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- (2) 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

7 徴収猶予及び減免の取消

- (1) 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。
 - ① 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。
 - ② 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。
- (2) 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

共済組合理事長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

一部負担金等 減 額
免除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

共済組合理事長



備考

- 1 この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 3 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 4 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

(別添)

事 務 連 絡

平成 21 年 8 月 12 日

近畿厚生局医療指導課 兵庫県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 後期高齢者医療主管課（部） 中国四国厚生局医療指導課 岡山県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部） 後期高齢者医療主管課（部）	}	御中
--	---	----

厚生労働省保険局医療課

平成 21 年台風第 9 号による被災者に係る被保険者証等の提示等について

平成 21 年台風第 9 号による被災に伴い、被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者にあつては住所を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、近畿厚生局及び中国四国厚生局におかれては、兵庫県内及び岡山県内の保険医療機関及び保険薬局の被害状況並びに療養の給付等を行うに当たって現時点で支障を来している事情等（平成 16 年新潟県中越地震の際の対策（別紙参照）の各項目を必要とする状況下にある保険医療機関等があるか否か等）について、兵庫県、岡山県、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの関係者から情報収集し、下記まで報告されたい。

なお、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別添のとおり同日付で事務連絡が発出されているものであること。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL:03-5253-1111（内線 3172）

FAX:03-3508-2746

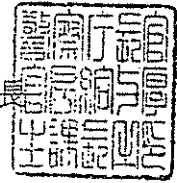


警察庁丁給厚発第261号

平成21年8月13日

警察共済組合理事長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長



「平成21年7月中国・九州北部豪雨」に係る警察共済組合の短期給付に係る事務処理について

今般の「平成21年中国・九州北部豪雨」（以下「豪雨災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、よろしくお願いします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2の規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができるとされており、今般の豪雨災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、以下によることとするので、取扱いに遺漏のないよう留意されたいこと。

(1) 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

(2) 証明書の交付

ア 組合は、地共済法第57条の2第1項又は同法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

イ 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、アの証明書を組合員証又は組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

(3) 保険医療機関等における取扱い

ア 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。

イ 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

(4) 徴収猶予及び減免の取消し

ア 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

(ア) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

(イ) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

イ 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、直ちに、減免を取り消した旨及び取消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、(1)の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあつては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

警察共済組合〇〇県支部長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

減 額
一部負担金等 免 除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

警察共済組合〇〇県支部長



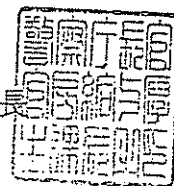
備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

平成21年8月13日

警察共済組合理事長 殿

警察庁長官官房給与厚生課長



「平成21年台風第9号」に係る警察共済組合の短期給付に係る事務処理について

今般の「平成21年台風第9号」（以下「豪雨災害」という。）に被災した組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）に対する短期給付に係る事務処理については、下記により適切に対応するよう、よろしくお願いします。

記

1 一部負担金等の徴収猶予及び減免について

地方公務員共済組合制度においては、共済組合（以下単に「組合」という。）の判断により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）第57条の2の規定に基づき、災害その他の特別の事情がある組合員に対し、一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができることとされており、今般の豪雨災害に被災した組合員等に係る一部負担金等についても、その被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。その手続については、以下によることとするので、取扱いに遺漏のないよう留意されたいこと。

(1) 申請

一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ組合に対し、申請書（別紙様式1参照）を提出しなければならないこと。

(2) 証明書の交付

ア 組合は、地共済法第57条の2第1項又は同法第59条の2第1項若しくは第2項の規定により、一部負担金等の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、速やかに証明書（別紙様式2参照）を申請者に交付するものとする。

イ 一部負担金等の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、家族療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けようとするときは、アの証明書を組合員証又は組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

(3) 保険医療機関等における取扱い

- ア 証明書の交付を受けた者が、保険医療機関等から療養の給付等を受ける際に組合員証等に当該証明書を添えて提出した場合、一部負担金等を減額された者は減額された一部負担金等を支払えば足り、一部負担金等の支払を徴収猶予又は免除された者は一部負担金等の支払を要しないものであること。
- イ 証明書の提出を受けた保険医療機関等は、徴収猶予又は減額若しくは免除された一部負担金等の支払を受けることを要せず、当該一部負担金等相当額については審査支払機関に請求するものであること。

(4) 徴収猶予及び減免の取消し

- ア 組合は、一部負担金等の徴収猶予の措置を受けた者が次のいずれかに該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金等の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

(ア) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

(イ) 一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

- イ 組合は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金等の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、直ちに当該一部負担金等の減免を取り消すものとする。この場合において当該組合員等が保険医療機関等から療養の給付等を受けたものであるときは、組合は、直ちに、減免を取り消した旨及び取消しの年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該組合員等がその取消しの日の前日までの間に減免によりその支払を免れた額を当該組合員に返還させるものとする。

2 組合員証等の取扱いについて

次の事項について周知徹底に努めること。

なお、(1)の実施に当たっては、組合員の申請に基づき速やかに再発行ができるような体制を整えるとともに、当該申請が所属所長を経由せず、直接組合にあった場合であっても、速やかに組合員証等の再発行を行うこと。

(1) 組合員証等の再発行について

被災により組合員証等を紛失した場合は、所属所長に対し再交付申請を行うものとし、当該再交付申請が困難な場合にあっては、直接、組合に対し再交付申請を行っても差し支えないこと。

(2) 組合員証等がない場合における保険医療機関等での受診について

組合員証等の再発行が間に合わない場合であっても、保険医療機関等の窓口において、氏名、生年月日及び組合員の勤務先を申し出ることにより、保険診療が受けられる措置が講じられていること。

3 保険給付費等の支払いについて

被災した組合員から給付金等の申請があったときは、速やかに審査のうえ支払いを行うこと。

(別紙) 様式 1

一部負担金等 減 額
免除 申請書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等を 希望する 対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
	傷病名					
	発病又は負傷年月日					
減免等を申請する理由						

上記のとおり申請いたします。

平成 年 月 日

警察共済組合〇〇県支部長 殿

組合員 住 所
氏 名

印

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番を標準とする。
- 2 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式 2

減 額
一部負担金等 免 除 証明書
徴収猶予

組合員証等記号番号						
組合員	氏名		生年月日		性別	
	住所					
対象者	氏名		生年月日		性別	
	住所					
減免等の内容						
減 額 負担割合 割			有効期限 平成 年 月 日			
免 除						
徴収猶予						

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

警察共済組合〇〇県支部長



備考

- この証の大きさは、縦127ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- この証は、対象者一人ごとにこれを作製すること。
- 減免等の内容は、該当しないものを抹消すること。また、証明書の題名についても同様とすること。
- 対象者が組合員であるときは、対象者の「氏名」欄に組合員本人と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。